

計画策定の趣旨

小矢部市では、平成15年に「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定め、各種施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

しかしながら、小矢部市においては、女性の就業者の割合は高いものの、性別による役割分担意識が根強く残っていることや政策・方針決定過程などへの女性の参画が進んでいないこと、さらに、今までは表面化されなかった配偶者やパートナーからの暴力など新たな問題も顕在化しています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化などの社会情勢の変化に対応していくためには、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、対等な構成員として、力を合わせ、責任を担いながら、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このようなことから、「小矢部市男女共同参画プラン」の成果や問題点等をふまえ、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、「小矢部市男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定するものです。

計画の構成・期間と位置づけ

計画の構成

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

計画の期間

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10か年を計画期間とします。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、平成29年度末までを前期とする「成果指標」を示します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。



10か年

計画の位置づけ

男女共同参画社会の推進は、「第6次小矢部市総合計画」(以下総合計画)に基づいて取り組むものであり、総合計画においては、基本目標「市民がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」の中で、「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、「女(ひと)と男(ひと)がともに尊重し合い、生き生きと生活できる社会を目指す」ことが示されています。

また、本プランは、総合計画に掲げられている関連施策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配慮するとともに、その取組の充実を図ろうとするものです。

基本理念

女(ひと)と男(ひと)が輝く豊かなまち おやべ

本プランは、「男」及び「女」という画一的な枠で個人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女(ひと)と男(ひと)が輝くゆたかなまち おやべ」を合い言葉に、本プランを策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいくものです。



基本目標

- | | |
|--|---------|
| I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり(男女平等意識の確立) | ともにみなおす |
| II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進(男女がともにすすめるまちづくり) | ともにすすめる |
| III 人権を擁護するしくみづくり(男女の心からの尊重) | ともにまもる |
| IV 男女の自立を促す環境づくり(社会活動等への男女共同参画の推進) | ともにつくる |
| V プランの推進 | ともにひろげる |

特に重要な視点

第2次計画を策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取り組みます。

- ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と子育て支援・介護支援の施策との連携
- ② 女性の参画促進による社会の活性化
- ③ 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ④ 地域における男女共同参画の推進
- ⑤ 配偶者等からの暴力の根絶